

業務仕様書

1. 業務の名称

グラウンド・ゴルフ体験型旅行商品造成業務

2. 業務の目的

鳥取県湯梨浜町で誕生した生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」は、ルールが簡単で高度な技術を要しないことから、だれでもどこでもプレーすることができるスポーツとして国内で人気が高まり、愛好者が300万人を超えるといわれている。国外でも、アジアやヨーロッパなどで競技団体が設立されたり、国際大会が開催されたりする国や地域が増えている。

これに伴い、発祥地・湯梨浜町では、インバウンド促進を図るため、2017年度から本格的にグラウンド・ゴルフの国際化推進の取り組みを開始。海外諸国を訪問してルール普及活動をするほか、国際大会を通じた交流、用具の提供・販売、国際組織の設立・運営協力、専用コース「潮風の丘とまり」の聖地化など、海外での普及促進に取り組んでいる。

2027年には、国際的な生涯スポーツの祭典「ワールドマスターズゲームズ2027関西」が開催され、潮風の丘とまりがグラウンド・ゴルフ競技の会場となる。湯梨浜町としては、多くの外国人プレーヤーが訪れるこの大会を契機とし、その後のインバウンド促進を一気に加速化したいと考えている。

については、海外のグラウンド・ゴルフ愛好者や健康志向の高い者等を対象とし、潮風の丘とまりでプレーした後、湯梨浜町内の温泉旅館に宿泊する旅行商品を造成し、グラウンド・ゴルフ発祥地としての知名度を高めるとともに、湯梨浜町内の地域経済活性化を図るものである。

3. 業務の委託料上限額

8,978,200円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 業務の委託期間

契約締結の日から令和8年3月23日まで

5. 業務の内容

（1）旅行商品の企画

- ①潮風の丘とまりでグラウンド・ゴルフをプレーすることと、湯梨浜町内の温泉旅館に宿泊することを絶対必要条件とする。
- ②町内の豊かな歴史文化・自然・景観資源を生かした、海外からの旅行者を想定した商品とすること。
- ③鳥取県内の空港に発着する航空便を少なくとも1回は利用すること。
- ④造成数は2コースとする。

（2）モニターツアーの実施

- ①造成した旅行商品を体験することができるツアーを実施すること。
- ②催行数は1コース当たり1回とする。
- ③参加者にアンケートを実施し、改善点を洗い出すこと。
- ④参加者にメディア関係者やSNS等で発信力のある者の参加を必須とする。

（3）動画の制作

- ①造成したコースで実施したモニターツアー等を素材とした動画を制作すること。
- ②広告宣伝、販売、将来的に発注者による広報等において活用できるものとする。
- ③動画は3分程度とする。

(4) 広告宣伝

- ①モニターツアーの参加や商品販売の広告宣伝を行うこと。
- ②旅行会社や公共交通機関、新聞や雑誌等に商品販売促進活動を行うこと。

(5) 販売

モニターツアー及び旅行商品の販売を行うこと。なお、販売により得られた収入（販売手数料を含む。）は、業務の実施に必要な経費に充てること。

(6) 問い合わせ対応

商品購入（希望）者、宿泊施設、旅行会社等からの問い合わせに対応できる体制をとること。

(7) 連絡・調整

業務の実施に当たり、関係者との連絡・調整を行うこと。

(8) 進捗管理

業務の実施に当たり、実現可能な工程を作成し、確実な進捗管理体制を構築すること。
なお、工程の作成に当たっては、業務委託料の精算に係る期間を考慮すること。

6. 成果品

受託者は、業務の実施に係る実績を報告書として作成し、電子媒体（Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等）により提出すること。なお、報告書には次の項目を含むこと。

- (1) 業務の実施内容及び成果
- (2) 業務の実施に係る収支決算書
- (3) その他業務の実施の説明に必要と考えられる資料

7. 成果品の提出場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 電子メールアドレス：ymirai@yurihama.jp

8. その他

- (1) 著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）をはじめ、業務の成果品に係る一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、本書によるほか、監督員の指示による。本書に定めのない事項等、疑義が生じた場合は別途協議して定める。
- (3) 監督員と受託者は密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すことにより、本業務の適正かつ円滑な実施に努めることとする。
- (4) 業務を遂行する上で得られた一切の事項は、町に無断で第三者に開示、漏洩してはならない。
- (5) 個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に規定するものをいう。）の取り扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」によること。

(別紙1)

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

第1 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。本業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

第3 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、乙の指揮監督を受けて本業務に従事している者(以下「業務従事者」という。)に対して、在職中及び退職後においても本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

第4 乙は、本業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

第5 乙は、発注者(以下「甲」という。)が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、乙は、再委託先(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、本業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

第9 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は必要と認めたとき、乙に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を实地検査することができる。

(業務従事者の監督)

第10 乙は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

2 乙は、本業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

第11 甲は、報告、資料の提出又は实地検査の結果、乙において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、乙に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について甲と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

第12 乙は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、甲から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに甲への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、乙が本業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、甲に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、本業務に係る個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに甲へ報告し、甲の指示に従うものとする。本業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

第14 甲は、乙が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。